

申告準備はお早めに！

確定申告と市・県民税の申告相談は 2月16日から始まります

問合先 高山税務署 ☎32-1020
税務課 ☎35-3136

所得税の確定申告の受け

期間 2月16日(月)～3月16日(月)
(土・日を除く)

時間 午前9時～午後5時

会場 飛驒・世界生活文化センター
(千島町)

会場へは、濃飛バスセンター⑥番のりばから出る路線バスをご利用いただけます。(片道200円)

税務署庁舎(名田町)では、申告書の提出はできますが、作成指導や相談業務は行っていません。

市・県民税の申告相談

期間 2月16日(月)～3月16日(月)
(土・日を除く)

時間 午前8時30分～午後5時15分

会場 市役所地下市民ホールおよび各支所

本庁、丹生川、国府、上宝支所は全期間開催。その他の支所では、下表のとおり開催。

2/16～20・3/2～6	2/23～27・3/9～13
清見支所	莊川支所
一之宮支所	久々野支所
朝日支所	高根支所

*清見、莊川、朝日、高根支所は、地区ごとに申告相談日を設けておりますのでご協力ください。

*市役所地下市民ホールでは、3月7日(土)、14日(土)の午前9時～午後4時まで開設します。

*青色申告相談は市では対応できませんので、飛驒・世界生活文化センターでお願いします。

*申告書は、ご自分で記入していただき、税務署へ郵送することも可能です。

*申告期限が近づくと、窓口は大変混雑します。早めに申告準備を済ませ、余裕を持ってお出かけください。

*申告書はコンピュータで読み取りますので折り曲げたり汚したりしないでください。

*e-Tax(国税電子申告・納税システム)をぜひご利用ください(住民基本台帳カード、および電子証明書の取得が必要)。

国税庁HP「確定申告書等作成コー

ナー」を利用すると便利です。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kakutei.htm>

確定申告が必要な方

- ◇事業をしている方
- ◇不動産収入のある方
- ◇土地や建物を売った場合などで平成20年中の所得が扶養控除などの控除金額の合計を超える方
- ◇給与所得者で、収入が2,000万円を超える方
- ◇給与所得や退職所得以外に20万円を超える所得がある方
- ◇2カ所以上から給与などを受けて年末調整をされていない方
- ◇同族会社の役員などで、その同族会社から給与等のほかに貸付金利子、土地などの賃貸料を受けている方など

申告すると所得税が戻る方

確定申告の必要がない給与所得者などでも、下記に該当すると、納めた所得税の一部が戻ることがあります。この還付申告は、2月13日以前でも提出することができます。

- ◇平成20年の中途に退職し、その後就職せず年末調整をしていない方
- ◇平成20年中に多額の医療費を支払われた方(保険金などで補てんされる金額を除いた医療費が10万円または総所得の5%のいずれか少ない金額を超える場合)
- ◇金融機関などから借入れをして住宅を取得、または増改築した方など

要介護認定者の障害者控除

身体障害者手帳の交付を受けていない方でも、65歳以上の要介護認定者で一定の要件に該当する方は、税法上の障害者控除の対象になります。申請により認定書を発行しますので、確定申告の際に添付し控除を受けてください。

問合先 高年介護課 ☎35-3178

国保・後期高齢者医療に加入の方へ
所得がない方も申告をされないと、

保険料が減額できない場合がありますので、申告をお願いします。

問合先 保険医療課 ☎35-3495

平成21年度住民税の変更点など

●寄附金控除

平成20年度から寄附金税制が大幅に拡充され、これまでの、都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会、住所地の日本赤十字社支部に下記の対象が加まりました。

追加対象 所得税で寄附金控除の対象となっており、主たる事務所の所在地が岐阜県内にある以下の法人・団体に対する寄附金

- ①指定寄附金(所得税法に基づき財務大臣が指定)
- ②独立行政法人
- ③地方独立行政法人
- ④特殊法人等のうち所得税法に規定する特定公益増進法人に該当する法人
- ⑤公益社団・財団法人
- ⑥学校法人(入学に関するものは除く)
- ⑦社会福祉法人
- ⑧更生保護法人
- ⑨認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- ⑩認定NPO法人
・市の規則で指定したもの(市民税のみ控除)

控除方式 所得控除方式から税額控除方式に改められました。

税額控除額 対象となる寄附金のうち、5,000円を超える部分に市民税6%・住民税4%を乗じた額が寄附をした翌年の個人住民税から減額されます。

なお、対象となる寄附金は、総所得金額等の30%が上限です。

●住民税の住宅ローン控除

平成11年1月1日から平成18年12月31日までの間に入居し、すでに所得税の住宅ローン控除を受けている方で、平成20年分の所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方は、申告をすることにより平成21年度の住民税から控除できます。

なお、申告期限は、平成21年3月16日(月)までです。